

より、延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金は、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額をこえない範囲内で定めなければならない。

第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、国土交通大臣又は都道府県知事は、国税滞納処分の例により前二項に規定する負担金等及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 延滞金は、負担金等に先だつものとする。
負担金等及び延滞金を徴収する権利は、これらを行使することができる時から五年間行使しないときは、時効により消滅する。
(権限の委任)

第三十七条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第三十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。(政令への委任)

1 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の際、現に建設大臣と流水をする。建設中又は既設のダムに関する経過措置

3 特定用途に供しようとして、又は供している者とが共同して建設し、又は設置しているダム(余水路、副ダムその他ダムと一緒につてその効用を全うする施設又は工作物で、もっぱら特定用途に供されるもの以外のものを含む。以下同じ。)は、その者の持分が国に帰属した時において、多目的ダムとなるものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

4 この法律の施行の際、現に建設大臣が建設しているダムで政令で定めるものについては、第十条の規定は、適用しない。

附 則 (昭和三四年四月一〇日法律第一

(施行期日) 抄
1 この法律は、国税徴収法(昭和三十四年法律第一百四十七号)の施行の日から施行する。

2 第一百四十七号

3 第一百四十七号の規定による改正する法律の施行の日から起算する。

4 第一百四十七号の規定による改正する法律の施行の日から起算する。

5 第一百四十七号の規定による改正する法律の施行の日から起算する。

6 第一百四十七号の規定による改正する法律の施行の日から起算する。

7 第一百四十七号の規定による改正する法律の施行の日から起算する。

8 第一百四十七号の規定による改正する法律の施行の日から起算する。

9 第一百四十七号の規定による改正する法律の施行の日から起算する。

(公課の先取特権の順位の改正に関する経過措置)

7 第二章の規定による改正後の各法令(徴収金の先取特権の順位に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行後に国税徴収法第二条第十号に規定する強制換価手続による配当手続が開始される場合について適用し、この法律の施行前に当該配当手続が開始されている場合における当該法令の規定に規定する徴収金の先取特権の順位については、なお従前の例による。

附 則 (昭和三七年九月一五日法律第一

六一号) 抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政手続、この法律の施行前にされた申請に係る行政手続の不作為その他のこの法律の施行前に生じた事項についても適用する。

3 この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分(以下「訴願等」という。)については、この法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後に行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分(以下「裁決等」という。)又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる处分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされるとの審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による

不服申立てをすることができない。

6 この法律の施行前にされた行政手続の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることがができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかつたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる。

7 この法律による改正前の規定により訴願等をする期間は、この法律の施行の日から起算する。

8 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行

附 則 (昭和三八年六月八日法律第九九

(施行期日及び適用区分)

第一条 この法律中目次の改正規定(第三編第四章の次に一章を加える部分に限る。)、第一条の二の改正規定、第二条第三項第八号の改正規定、第二百六十三条の一の次に一条を加える改正規定、第三編第四章の次に一章を加える改正規定、附則第二十条の一の次に一条を加える改正規定及び別表の改正規定並びに附則第十五条から附則第十八条まで、附則第一十四条(地方開発事業団に関する部分に限る。)、附則第二十

五条(地方開発事業団に関する部分に限る。)及び附則第三十五条の規定(以下「財務以外の改正規定等」という。)は、公布の日から、普通地方公共団体に係る会計の区分、予算の調製及び議決、継続費、繰越明許費、債務負担行為、予算の内容、歳入歳出予算の区分、予備費、補正予算及び暫定予算、地方債並びに一時借入金に関する改正規定並びに附則第四条、附則第五条第一項、第二項及び第四項、附則第六条第一項及び附則第八条の規定(以下「予算関係の改正規定」という。)は、昭和三十九年一月一日から、その他の改正規定並びに附則第二条、附則第三条、附則第五条第三項、附則第六条第二項及び第三項、附則第七条、附則第九条から附則第十四条まで、附則第十九条から附則第二十一条まで、附則第二十四条(地方開発事業団に関する部分を除く。)、附則第二十五条(地方開発事業団に関する部分を除く。)並びに附則第二十六条から附則第三十四条までの規定は同年四月一日から施行する。

三十一日とする。

附 則 (昭和五四年三月三〇日法律第五

九号) 抄

1 (施行期日)

2 この法律は、民事執行法(昭和五十四年法律第四号)の施行の日(昭和五十五年十月一日)から施行する。

3 前項の事件に関し執行官が受ける手数料及び支払又は償還を受ける費用の額については、同項の規定にかかわらず、最高裁判所規則の定めるところによる。

4 (経過措置)

1 この法律の施行前に申し立てられた民事執行、企業担保権の実行及び破産の事件については、なお従前の例による。

2 この法律は、民事執行法(昭和五十四年法律第四号)の施行の日(昭和五十五年十月一日)から施行する。

3 前項の事件に関し執行官が受ける手数料及び支払又は償還を受ける費用の額については、同項の規定にかかわらず、最高裁判所規則の定めるところによる。

4 (経過措置)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、昭和六一年一二月四日法律第九四号) 抄

1 (施行期日)

2 この法律は、公布の日から施行する。

3 この法律は、昭和六一年一二月四日法律第九四号) 抄

1 (施行期日)

2 この法律は、新法の施行の日(昭和四十年四月一日)から施行する。

3 この法律は、公布の日から施行する。

4 (施行期日)

5 この法律は、昭和四五年四月一日法律第一三号) 抄

1 (施行期日)

2 この法律は、公布の日から施行する。

3 この法律は、昭和四五年六月六日法律第五四号) 抄

1 (施行期日)

2 この法律は、昭和四九年三月三〇日法律第一九号) 抄

1 (施行期日)

2 この法律は、公布の日から施行する。

(特定多目的ダム法の一部改正)

第三十条 前条の規定による改正後の特定多目的ダム法第三十五条の規定中水道又は工業用水道に関する部分は、昭和四十九年度分の同条の納付金から適用する。この場合において、同年度分の当該納付金については、同条中「三月三十日」とあるのは、「昭和四十八年三月三十一日」と、翌年の六月三十日」とあるのは、「昭和四十九年十二月三十一日」とする。

附 則 (昭和五四年三月三〇日法律第五

九号) 抄

1 (施行期日)

2 この法律は、民事執行法(昭和五十四年法律第四号)の施行の日(昭和五十五年十月一日)から施行する。

3 前項の事件に関し執行官が受ける手数料及び支払又は償還を受ける費用の額については、同項の規定にかかわらず、最高裁判所規則の定めるところによる。

4 (経過措置)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、昭和六一年一二月四日法律第九四号) 抄

1 (施行期日)

2 この法律は、昭和六一年一二月四日法律第九四号) 抄

して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二十五年六月二一日法律第五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 附則第九条の規定 この法律の公布の日又は水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十五号）の公布の日

のいずれか遅い日

附 則（平成二十八年五月二七日法律第五一号）抄

（施行期日）

第一条 （平成二九年六月二日法律第四五号）抄

（施行期日）

附 則（平成二九年六月二日法律第四五号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二九年五月一九日法律第三十七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七条（住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。）、第四十五条、第四十七条及び第五十五条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定（同表の二十七項の改正規定を除く。）に限る。）並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定

布の日

四 第十七条、第三十五条、第四十四条、第五十条及び第五十八条並びに次条、附則第三条、第五条、第六条、第七条（第三項を除く。）、第十三条、第十四条、第十八条（戸籍

法第百二十九条の改正規定（「戸籍の」の下に「正本及び」を加える部分を除く。）に限る。）、第十九条から第二十一条まで、第二十一条、第二十四条、第二十七条、第二十九条

（住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定を除く。）、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十五条まで、第四十条、第四十二条、第四十四条から第四十六条まで、

第四十八条、第五十条から第五十二条まで、第五十三条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第

四十五条の二第一項、第五項、第六項及び第九項の改正規定並びに同法第五十二条の三の改正規定を除く。）、第五十五条（がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）第三十五条の改正規

正規定を除く。）、第五十五条（「条例を含む。」を削る部分に限る。）を除く。）、第五十六条、第五十八条、第六十四条、第六十五条、第六十八条及び第六十九条の規定

の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

（政令への委任）

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。